

役員等・その他の委員
報酬及び費用弁償規程

役員等・その他の委員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人美里福社会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき役員（理事及び監事）並びに評議員（以下「役員等」という。）及び第三者委員、評議員選任・解任委員（以下「その他の委員」という。）の報酬及び旅費の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 理事会
- (2) 評議員選任・解任委員会
- (3) 評議員会
- (4) 監査
- (5) 第三者委員

(報酬及び費用弁償)

第2条 当法人役員等及びその他の委員に対して報酬額は、次のとおりとする。

(1) 役員等及びその他の委員報酬（日当分）

会議等の種類	支払い対象者 (実際に業務を行った委員)	金額
理事会、評議員会	理事、監事、評議員	5,500円
評議員選任・解任委員会	評議員選任・解任委員会委員	3,000円
決算監査	監事	8,500円
苦情解決業務	第三者委員	5,000円
その他の会議	理事、監事、評議員、他	5,500円
理事会、評議員会等に於いて理事長、理事、評議員の要請により他の委員の出席を求められ出席した場合、		

(出張旅費)

第3条 役員等及びその他の委員が、当法人又は当法人の運営する施設の業務のため出張する場合は、別に定める「旅費規程」に基づき報酬及び旅費等を支給する。

(適用除外)

第4条 当法人の運営する施設職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

(旅費の支給)

第5条 役員等及びその他の委員旅費は（費用弁償）次のとおりとする。

(2) 旅費 (費用弁償分)

※保育園で行われる理事会など (監査も含む) に出席

範囲	理事会・評議員会の出席・評議員選任・解任委員会・監査・第三者委員
中部圏域	1,000円
	宜野座村 恩納村 金武町 読谷村 うるま市 嘉手納町 沖縄市 北谷町 北中城村 宜野湾市 中城村
上記以外	1,500円

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人はこの規程をもって、公表する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し、必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1・この規程は、平成23年3月29日より施行する。

2・この規程は、平成29年6月3日 (定時評議員会の決議日) から施行する。